

「戦後社会制度とキリスト教 1945—60」研究会

その課題と方法について—研究会趣旨

原 誠

1. 研究会の課題

富坂キリスト教センターで2021年から新しい研究会がスタートした。その主題は「戦後社会制度とキリスト教 1945 - 60」である。これはこれまで富坂キリスト教センターで故土肥昭夫先生を座長として1982年から続けてきた近代日本社会と天皇制と日本のキリスト教に関する研究の成果をふまえて継承し、これからは戦後史に焦点をあてて始められる学際的な共同研究である。これまでの研究成果は、第1期『キリスト教と大嘗祭』（86年）、第2期『天皇制の神学的批判』（90年）、第3期『近代天皇制の形成とキリスト教』、第4期『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』（2001年）、第5期『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』（07年）としてその成果が刊行されてきた。この共同研究が一貫して関心を持ち続けてきたのは、明治以後の日本のいわゆる「近代化」の歴史のなかで日本のキリスト教（会）が向き合わなければならなかった課題が何であったのかを解きあかそうとするものである。日本キリスト教史研究の対象が幕末期の宣教師の来日から始められて時系列に応じて進められてきたのは当然であり、それがこのような成果となった。そしてこれからは戦後の時代にはいる。われわれの基本的理解は、日本という国家と天皇、そして国民に関わる価値の総体、そこから展開され深化される民族としての根拠や道徳観、あるいは規範に関することがらに、日本のキリスト教（会）がどのように歴史のなかで歩み、問われ、存在したかということにある。

そして今、われわれの研究の対象は戦後史になった。戦後史は日本の近代史のおおよそ半分の、しかも日本にとって極めて重要な転換の時期である。日本のキリスト教（会）がこれとどのように向き合ったかが問われる。

2. 日本の「近代」とは—ふたつの「外圧」

日本の「近代」の歴史を概観するに2度の「外圧」があったことが指摘できる。日本における最初の「外圧」はペリー艦隊による砲艦外交によって強いられた、そして望まない開国であり、そして幕府は崩壊し明治の「近代」の時代を迎えた

からである。2度目は敗戦によって、国民が勝ち取った民主主義ではなく、GHQによって与えられた時代を迎えた。すなわち日本は2度の大きな「外圧」によって、すなわち国家、あるいは国民の自主的な選択や決断によるものではなく、国家の政策、方針、社会制度が変更されてきた。もちろんそこでは「近代」とはなにか、「近代化」とはなにか、「近代市民社会」とはなにか、そしてそれに含まれる信教の自由や政教分離という基本的なことがらに対する理解と意味も問われよう。

明治日本は極東アジアにおける独立国として、富国强兵、殖産興業、国民皆兵、脱亜入欧を国是として後発の帝国主義、植民地主義国家として歩んだ。その最も重要な精神的基盤が天皇であった。国民は天皇の臣民であった。大日本帝国憲法が発布されて立憲君主制の国家になったとはいえそれは国民国家を形成しようとしたものではなかった。明治「維新」という時、それは「王政復古」であった。その明治国家の歩みの到達点がアジア太平洋戦争であり、そして敗戦であった。われわれの主要な関心はその時代における日本のキリスト教（会）にある。それが第1期から第5期まで継続されてきた研究であった。

そして今回のわれわれの研究の対象は、2度目の「外圧」によって、すなわち日本が敗戦によって独立主権を失い、GHQによる占領統治の時代がはじまった時期以降になる。日本が独立主権をもたず拒否できない時代と状況のなかですめられた諸政策、すなわち日本国憲法の発布によって基本的人権の尊重、主権在民、戦争放棄の時代がはじまった。そして天皇は「象徴」となった。

その後、日本はサンフランシスコ講和条約によって独立主権を回復した。したがって今回の研究の対象は1945年からおよそ1960年の間を対象とする。

そしてこの戦後史もはや日本の近代の歴史のおおよそ半分になる70年以上の時を経過した。

3.GHQの統治による時期のキリスト教（1945-52年）

45年9月2日に日本は降伏文書に調印してGHQの統治がはじまった。GHQの日本占領の基本方針は、民主化、非軍事化、そして反共主義であり、その方式は間接統治であった。GHQは軍部や内務省を廃止しつつもそれ以外の行政制度は残した。またGHQは9月11日、戦犯容疑者の逮捕を指令し、続いて矢継ぎ早に治安維持法廃止、政治犯釈放、特高警察の罷免を指令し、12月には国家と神道の分離指令、そして宗教団体法を廃止した。宗教団体法は治安維持法と並ぶ弾圧法・統制法であった。

キリスト教（会）にとって重要なことは、戦時下に宗教団体法によって成立していた当時唯一の合法的なキリスト教である日本基督教団（以下、しばしば教団と表記する）がこの敗戦をどのように受け止めたかということにある。45年8月28日に開かれた第13回教団戦時報国会常務理事会において、富田統理は「令達第14号」を発した。そこには「聖旨ヲ奉戴シ国体護持ノ一念ニ徹シ」とし、敗戦はキリスト者の「報国ノ誠足ラズ」と述べた。そして教団の組織としてあった「戦時報国会」を「戦後対策委員会」に、また「東亜局」を「国外局」に変更した。9月20日には東久邇宮首相は日本基督教団富田統理と日本天主公教教団統理を招き、国民の道義昂揚、新日本建設のための努力を要請し、また賀川豊彦は内閣参与に就任した。東久邇宮内閣は敗戦を「一億総懺悔」と表現し、教団もまた「国民総懺悔運動」をおこなった。GHQは10月4日、「政治的、市民的、宗教的自由に対する制限撤廃に関する覚え書き」、いわゆる「人権指令」を発した。

同じく10月には、アメリカ大統領から直接派遣されたアメリカ教会の代表団が来日し、教団との懇談をおこなった。資料には教団側からの戦時下の教会活動についてどのように説明したのか、またアメリカの代表団が戦時下の教団の諸活動、その信仰について問いただしたということに関する記載はない。この協議で合意されたのは、1、宣教師の派遣、2、キリスト教学校を大学3校程度設立する、3、罹災教会復興問題に協力する、というものであった。そして聖書100万冊、英語聖書50万冊、食料、衣料の救援をおこなうというものであった。その後、基督教内外協力会を設立し北米の教会が日本の教会を支援することになり、それがララ物資（Licensed Agencies for Relief in Asia）となった。それは45年の冬から47年ころまで日本国民の窮乏生活を支援するため継続された。

日本の教会にとってはさまざまな困難、混乱があったにせよ伝道の好機到来であった。

とはいえわれわれが認識しておかなければならない課題は以下のような視点である。沖縄は45年4月以後、日本の統治から切り離されて、以来1972年の返還まで米軍の統治の下におかれた。米軍の統治のなかで収容所に入った住民の内、生き残ったクリスチャンたちによって教会が再建されていった。このとき沖縄のクリスチャンたちはどのようにして教会を再建し、その教会は米軍とどのような関わりのなかにあったのか。

また敗戦まで日本にさまざまな理由で居住していた旧植民地の住民は日本国籍を失った。そのなかで故国にもどる人びともあれば日本に居住し続けた人びとも

いた。当然、そのなかにはクリスチャンもいた。その教会は、また当時の日本の教会は、これらの現実と状況をどのように捉え、向き合ったかはわれわれの課題である。

敗戦直後の日本は生活物資の決定的な不足とともに、なによりも第2の「外圧」による敗戦に伴う精神的崩壊あるいは空白による価値観、世界観の大逆転、大転換、大混乱のなかで、日本国民が何を求め、そしてキリスト教（会）は何を伝えようとしたか。マッカーサーがキリスト教を優遇しようとしたことは知られている。皇室もまた植村環や賀川豊彦を招いて聖書研究会を催し、皇太子の家庭教師を依頼するなどある時期までキリスト教に接近した。

そのなかでおこったのが「キリスト教ブーム」である。一例をあげる。戦時下と戦後直後の礼拝出席者をみると、群馬県の前橋教会の1930年の礼拝出席34名、1940年29名、1945年17名、1947年121名。京都の京都教会は1930年の礼拝出席94名、1948年162名という数字がある。戒能信生氏が集計した教団全体の統計によれば、42年の受洗者数は5925名であったが、47年11386名、48年10831名、49年13293名、50年15765名というように急増した。戦後を迎えた地方のキリスト教会は、この激変した時期に地域社会のなかでどのような歩みが続けたのかも重要な視点である。地方の教会もまたキリスト教主義学校も地域に存在しているからである。

46年1月1日には天皇神格否定の詔書、いわゆる人間宣言が発せられ、11月には基本的人権の尊重、主権在民、戦争放棄を柱とする日本国憲法が公布され、翌47年5月3日施行された。

マッカーサーは極東軍事裁判でオーストラリアやニュージーランドが天皇を戦犯に指定することを求めたにも関わらずその要求を退け、当初より天皇制を存続させることをその基本方針としていたことが知られている。日本を統治するうえで天皇の存在が最も重要であると認識していたからである。また日本は戦後の世界情勢にとって地政学上重要であったからである。

この間、46年6月に教団は第3回総会を開き統理制度を廃止し、同時に青山学院で2000名を集めて全国基督教大会を開催し、今後3年間「全日本へキリストを」、「300万救霊」を目標として「新日本建設キリスト運動」を開始した。その内容は組織的に「全日本の基督教的教化」、「普く未開拓の地域に教会を興し」とするもので、新規伝道に取り組み、受洗者を増やし、教会を設立することを目的としたものであった。しかし宗教団体法が廃止されその法的拘束力がなくなったことに

よって、およそ50年頃までにルーテル教会、バプテスト教会、ホーリネス系の教会などが教団から離脱していき、新しく教派教会を再建する動きが続いた。

47年に教育基本法・学校教育法が公布され、不敬罪・姦通罪が廃止され、12月には家制度も廃止され、48年に新制大学が認可され、それ以前の1918年の大学令によって認可されていた関西学院大学、同志社大学、神戸女学院大学、上智大学、立教大学以外に、48年、49年に青山学院大学、関東学院大学、金城学院大学、聖心女子大学、西南学院大学、東京女子大学、東京神学大学、同志社女子大学、東北学院大学、南山大学、ノートルダム清心女子大学、広島女学院大学、宮城学院大学、明治学院大学が新制大学となった。戦時下に厳しい統制を受け校名変更を余儀なくされたキリスト教主義諸学校も新しい局面を迎えた。

日本国民にとっては、戦中と戦後の断絶により精神的崩壊や混迷、あるいは空白の状況のなかで、あるいはまた共産主義、社会主義、そして平和主義を模索する時期を迎えたのである。キリスト教（会）のなかでは49年に発表された赤岩栄牧師が共産党入党の決意を表明したことは教団内は大きな論議となった。すなわちキリスト教と共産主義は両立するのか、またキリスト教の社会的存在とその使命とはなにかという間であった。

50年には6月下旬から約5カ月にわたって北海道から九州まで全日本を巡回して集中的に、当時としては珍しいマリンバや Hammond オルガンなどを駆使して大衆にキリスト教を伝え、43万余人の聴衆を集め3万8000人の決心者カードを集めたラクーア伝道が展開され、また56年にはビリー・グラハムが来日し、東京、大阪で聴衆5万9000日人の聴衆、1600余名の決心者を生むなどの大衆伝道がなされた。

4. 主権が回復した時期のキリスト教 (51-60年)

1950年6月に朝鮮戦争が勃発し、日本では警察予備隊令が公布された。第2次世界大戦後まもなく極東で戦火を交え、第3次世界大戦の勃発も懸念される中で日本もこの外にいることは許されなかった。朝鮮戦争下の1951年に日本はサンフランシスコ講和会議で対日平和条約を結んで国家主権を回復し、同時に日米安全保障条約に調印し、以来、現在まで続く政治体制が確立した。1953年7月に国連軍と中朝連合軍は休戦協定に調印し、これは現在まで継続している。世界的に米ソ冷戦の冷戦状態の中で原水爆実験が繰り返された。日本では52年7月に破防法が公布された。

このとき日本の社会は、キリスト教会をも含んで、今後の日本の進路について日米安保体制の枠のなかにはいるか、それともソビエトを含む全面的な講和を結ぶべきかをめぐって議論が展開された。そのなかで「キリスト者平和の会」が生まれた。米ソ対立下で日本を西の陣営に組み込もうとする講和・安保条約に対して、「キリスト者平和の会」は全面講和、安保反対を主張し、憲法擁護、軍備否認、世界平和確立を基本方針とした。その趣意は第2次世界大戦中の教会のあり方への反省にたつて「政治的社会的領域においてもキリストの支配があらわになるよう決断し行動することがキリスト者の責任であることを」を明示する点にあった。全国で30の地域の名を冠する会が生まれ、原水爆禁止運動などをキリスト教内外の諸運動と連帯して活動した。この活動は60年代以後の日本のキリスト教（会）の活動は、大きな影響を与えたものであった。

また戦後の日本の社会のあり方が日米安保体制として確立していくにしたがつて起こってきたことのひとつが、いまだ日本社会の中で国民的合意を見るにいたっていないともいえる問題として国家神道への回帰への動きとなった。「象徴」となった天皇とこれに関わる動きは日本の歴史、伝統、文化、習俗、宗教の全体を含み、これに加えて政治が関わっている現実があったといえよう。すでに述べたように国家神道が解体され、政教分離の原則にもとづいてすべての神社が他の宗教とともに宗教法人となったことの意味と意義が、国民の精神的基層において第二の「外圧」をどう受け止めるかということになろう。これが自民党の宗教法人問題特別委員会を設置して論議された伊勢神宮の非宗教法人化や靖国神社国家護持の運動であった。52年に日本基督教連合会、日本基督教協議会は、伊勢神宮国営化問題に反対を表明し、これらの法案は結果的には廃案となった。とはいえこの思想はその後問うべき課題であろう。このように日本の国家主権が回復したことによって、憲法の理念である政教分離、信教の自由という考え方がどのような形で日本社会のなかに定着していったのかという問として明らかになり、そのなかで日本のキリスト教（会）の課題も問われていくことになる。

5. われわれの研究課題と方法について

以上、簡単にこの時期を概観した。そのうえでわれわれの研究課題となるいくつかのことを述べたい。

研究会では、研究員自身の問題意識や関心によって研究がおこなわれるが、これまで述べてきたことをふまえつつ、当面、以下のような主題を取りあげようと

している。

GHQの宗教政策、戦後のキリスト教ブーム、皇室とキリスト教、キリスト教と共産主義、在日コリアンキリスト者の戦後日本での歩み、戦後社会における女性政策、戦後のキリスト教主義学校、戦後の地方の中のキリスト教（会）、キリスト者平和の会、米軍統治下の沖縄とキリスト教など、これらのテーマが研究課題としてあげられよう。これらはいわば周縁から課題を帰納法的に浮き彫りにしているとする視点でもある。